

電気規格調査会 表彰規程

(総則)

第1条 本規程は、電気規格調査会標準化活動に関わる全般的事項を対象とした表彰について定める。

(表彰の目的)

第2条 本表彰の目的は次のとおりとする。

- ・電気規格調査会活動の重要性と必要性の認識を深め、更なる活動の質の向上を図る
- ・電気規格調査会に携わる委員（長）および役員の活動への動機付けを付与する
- ・事業維持員の標準化活動への更なる理解を深め、専門家を電気規格調査会に派遣するなどの支援を促進する

(表彰の内容)

第3条 本表彰は、電気規格調査会功績賞と電気規格調査会功労賞とする。

(1) 電気規格調査会 功績賞

- ・電気規格調査会の委員会活動に携わり、学会・産業界の利益向上・発展に顕著な功績が認められる業績をなした者（委員会）に授与する。
- ・功績賞として2名（件）以内を対象とし、賞状を授与する。

(2) 電気規格調査会 功労賞

- ・電気規格調査会の委員会活動に、長期に亘り携わり、学会・産業界の利益向上・発展に寄与してきたことが認められる者に授与する。
- ・功労賞として2名（件）以内を対象とし、賞状を授与する。

(表彰対象とその条件)

第4条 表彰対象は電気規格調査会活動に携わる委員（長）・役員、並びに委員会とし、表彰対象の条件は次のとおりとする。

- (1) 電気学会会員（国籍は問わない）であること、および学会員を含む電気規格調査会の委員会であること。
- (2) 標準化活動に関わる公的な上位の表彰を受賞した者は対象外とする。

(電気規格調査会 表彰委員会の設置)

第5条 電気規格調査会規程に基づき電気規格調査会表彰委員会を設置する。

2. 電気規格調査会表彰委員会の運営は、別途定める運営要綱による。

(推薦募集)

第6条 電気規格調査会表彰委員会は毎年12月に、電気規格調査会会長名で、別途定める推薦書様式を添えて、規格役員会・部会・標準化委員会に募集をする。

2. 推薦締切日は、毎年3月末日とする。

(推薦手続き)

第7条 電気規格調査会活動に携わる以下の者の推薦による。

- (1) 本人または当該委員会による自薦
- (2) 標準化委員会委員長
- (3) 部会長
- (4) 役員

2. 推薦者は、推薦書様式に所定の事項を記入し、電気規格調査会会長に提出する。

(受賞候補者または受賞委員会の選定)

第8条 電気規格調査会表彰委員会は推薦書の記載内容を審議し、別途定める選定基準に従い、規定の受賞候補者(委員会)を選定する。

2. 電気規格調査会表彰委員会は選定した受賞候補者(委員会)を規格役員会に答申する。

(受賞者または受賞委員会の決定)

第9条 規格役員会は、電気規格調査会表彰委員会の受賞候補者(委員会)選定結果に基づき、受賞者(委員会)を承認する。

(表彰等)

第10条 (1) 電気規格調査会委員総会において賞状を授与する。

なお、電気学会ホームページ並びに学会誌において受賞内容につき掲載する。

(付則)

1. 本規程は平成17年10月12日、理事会において承認制定。
2. 本規程は平成27年3月6日、理事会において承認改正。